

大阪総合保育大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪総合保育大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、学校法人城南学園が平成 18(2006)年度に、高度化・多様化した保育・教育の課題に適切に対応できる人材の養成を目指して新設された。

大学の建学の精神は、「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」と定められ、大学敷地に顕彰されるとともに大学案内、学生便覧、ホームページなどで学内外に示されている。

教育研究組織では、保育・教育分野の専門職としての教育目的を達成するため、学士課程として児童保育学部児童保育学科を、大学院の研究科として児童保育研究科児童保育専攻(修士課程)を設置している。また、学部・研究科の教育研究を充実させるため「総合保育研究所」及び「子ども総合保育センター」が置かれている。教育研究の実施に必要な方針などの審議機関として教授会、学科会議、研究科会議などが適切に置かれ機能している。

大学及び大学院の使命・目的は、それぞれの学則に明確に定められ、3つのポリシーに導かれる教育課程も概ね体系的に編成されている。特に、保育や教育の現場に1年次生から継続的に配属する「インターンシップ実習」を行い、授業科目と連動させて学びを深めている。

学生の学習や生活・就職の支援体制を充実させるため、担任制度、ゼミナール教員の支援体制、全教員によるオフィスアワー、「教職支援室」「キャリア支援室」の組織などを整備し、学生の利活用に資している。

学部・大学院は、共に大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要教員数を確保しており、その採用及び昇任は、「人事に関する規程」などにに基づき適切に運用されている。平成 23(2011)年度に「FD 小委員会」が設置され、学生の授業評価や授業の相互参観などが実施され、更に今後一層の体系的な FD(Faculty Development)活動も予定されている。

事務組織は、事務局、教学・厚生補導担当の教務部、学生部、キャリア支援部、図書館として設置され、大学運営組織として機能している。

理事会及び評議員会などの組織構成は、寄附行為に基づき学校法人城南学園の管理運営体制が整備され、概ね適切に運営されているが、規定の整備については不十分な点もみられるので全体的な取組みが必要である。大学の自己点検・評価活動については、「自己点検・

大学評価委員会」を中心に活動を行っているが、実質的に大学全体としての点検評価活動となっていない点も確認されたため、今後全ての教職員が積極的に携わるための体制を構築することが強く望まれる。

法人及び大学の財務は、貸借対照表及び消費収支計算書などの関係比率も良好に推移しており健全な内容となっている。

教育研究活動の目的を達成するための校地・校舎については、大学設置基準を満たしており、併せて学生が憩えるように学舎屋上の庭園を設置するなど勉学環境の整備を進めている。

大学は、「インターンシップ実習」の受入れ先として近隣の教育委員会や私立保育所・幼稚園と協定を締結し、教育研究の相互向上に取り組むなど密接な連携を図っている。

社会的責務に必要な規定などは順次整備されており、危機管理に関する防災訓練や誠実な広報活動など運用面において一部努力すべき点があるものの概ね適切に運営されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は、城南学園設置 50 周年を機にまとめられた学園の建学の精神「自主自律」「清和気品」を基本に、大学設置時の平成 18(2006)年度に「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」と定められた。これらの建学の精神は、大学敷地内において顕彰され、大学案内、学生便覧、「学科だより」などの刊行物やホームページなどにより学内外に示されている。

大学の使命・目的は、大学において保育・教育分野の専門職育成を主たる目的とすることを学則に明確に定められ、学生便覧などの刊行物や、新入生向けのオリエンテーション、新任教職員への初任者研修などを通じ、学内外に周知されている。また、大学院学則においては、学部における教育の基礎の上に、専門分野における理論と応用を教授・研究し、その深奥を窮めて教育及び文化の進展に寄与することが定められている。この大学院の使命・目的についても大学院案内などにより学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的である保育・教育分野の専門職としての教育目的を達成するため、大学の学

部として児童保育学部児童保育学科及び大学院の研究科として児童保育研究科児童保育専攻（修士課程）を設置している。また、更なる発展を企図し、学部・大学院の入学定員の増員、博士課程の設置を計画している。

学部及び研究科における教育研究を充実させるため「総合保育研究所」を設置するとともに、地域に開かれた子育て支援体制の構築を目指し、「子ども総合保育センター」を設置するなど、学部・研究科を中心に、それを支える各種研究機関が配置され、適切な教育組織が構築されている。

教養教育に関しては、その運営に当たる独自組織がないものの教務委員会で検討され、将来の保育者・教育者を育成するための教養教育に必要な科目数・単位数は準備されている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、学部教授会、研究科教授会、各種委員会などが機能しており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備されている。小規模な大学という特性を生かして、各組織が緊密な連携のもとに運営されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び大学、大学院の使命・目的に基づき、学部及び研究科の目的がそれぞれの学則に定められ、大学ホームページに掲載し、公表されている。学部と大学院研究科の教育課程編成方針は、学科、研究科の目的と社会的要請への対応方針に沿って具体化され、①保育所・幼稚園・小学校の連携を担う人材養成のため、保育士資格、幼稚園・小学校教諭一種免許が同時に取得できる教育課程を編成②理論と実践をより高次元で融合できる教育課程を編成③保護者の支援を可能にするカウンセリングや医療保育のために必要な医療に関する専門科目、実習科目を設置など、特徴あるカリキュラムポリシーを掲げている。

教育課程は教育課程編成方針に基づいて概ね体系的に編成されている。キャップ制導入に伴い一部に課題が生じているが、履修指導の進め方など対応が検討されている。

「インターンシップ実習」をはじめ実習科目群を提供し、現場経験重視のカリキュラム編成と指導体制を構築している。また、「個人カルテ」を活用し、入学経路、進路希望、実習先、などのデータを一括管理し、教員が共有できるようにしている。

「学生向け満足度調査」などによって、教育目的の達成状況などを点検・評価する取組みが行われている。

【優れた点】

- ・ 保育、教育の現場に 1 年次生から継続的に配属する「インターンシップ実習」を行い、学外経験を通して学びを深めることができるよう指導体制を整え、全ての学年の週間時間割に「インターンシップ実習」の日程を 1 日設定していることは高く評価できる。

- ・4年次に「子ども総合保育センター」が行う子育て支援から学ぶための「子育て支援体験実習」を経験できるようにしていることは高く評価できる。
- ・学生の「個人カルテ」を導入して、入学経路、取得予定資格、取得単位、実習状況、進路希望などのデータを統一的かつ厳正に管理し、情報共有によるきめ細かい指導に生かしていることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・入学前にほかの短期大学又は大学において取得した単位数と学生が外国の短期大学又は大学に留学して取得した単位数を合算する場合は90単位まで履修したとみなすこととして学則で定めているが、60単位を超えない範囲で定めるよう改善が必要である。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーに対応して、入試方法が設定されており、センター利用試験以外の入試形態において面接を実施するなど、アドミッションポリシーを適切に運用している。また、推薦入学者に対する入学前教育、入学後のオリエンテーション、「新入生親睦研修会」など、新入生のための支援体制を構築している。

学生への学習支援に関しては、担任制度、ゼミナール制、オフィスアワー、ピアノの練習環境の整備などの学習支援体制を整備し運用している。更に、大学院において、社会人学生への配慮として、夜間の開講や、必要に応じて、日曜日の講義や集中講義の形態を採ることや、長期履修制度を設けている。

学生サービスに関しては、担任やゼミナール担当教員により、学生の意見を逐次学内の担当部署に報告することや、年に2回実施される授業評価アンケートや年度末に実施する満足度調査により、学生の意見を聴取する体制を整備している。

平成23(2011)年度から整備されたキャリア支援部のもとに、教員・保育士の採用試験対策を担当する「教職支援室」と一般的な就職などの支援・指導を行う「キャリア支援室」を設置し、就職・進学支援体制を整備するとともに、4年間を通じたキャリア支援の各講座を開講している。

【優れた点】

- ・大学入試センター試験利用入試を除き全ての入学試験に面接が設定されており、アドミッションポリシーにある、意欲、熱意、基本的な生活習慣などを確かめられる手段が講じられていることは高く評価できる。
- ・担任制度を取入れ、担任とゼミナール担当教員の両者から学習支援、生活支援、就職支援などが行われていることは高く評価できる。
- ・キャリア支援などにおける「キャリア支援講座」の開講や学生個人カルテによる密度の

高い就職支援体制を整えることにより、極めて高い就職率を達成していることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・大学院の学則に、授業料などの具体的な金額が明記されていないので、学校教育法施行規則第4条の規定に基づき、学則に具体的な金額を含む費用徴収に関する事項を整備する必要があり、改善を要する。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

学部及び研究科共に大学設置基準又は大学院設置基準に定める必要教員数及び教授数を充足している。また、「人事に関する規程」「教員選考基準に関する内規」「大学院研究科教員の資格審査に関する内規」が整備され、人事委員会、教授会などで審議され、適切に運用されている。

責任授業時間数を設定しているが、校務分掌などにより一部の教員に授業及び業務の負担がかかっているとの現状認識があり改善が検討されている。

学内研究費は個人研究旅費及び競争的経費としての個人特別研究費が設けられているが、過去3年間に科学研究費補助金をはじめ外部研究資金の応募がなかった。平成23(2011)年度「総合保育研究所」の設置によって共同研究が組織され、大学院生が研究補助に当たるなど、新たな動きがみられる。研究紀要が年1回発行され、教員の研究発表の機会となっている。

平成23(2011)年度に「FD小委員会規程」が整備され、組織的なFD(Faculty Development)活動の基盤が形成された。学生による授業評価とそれを受けた教員の自己評価の冊子作成、授業の相互参観によるピアレビュー、専任教員と兼任教員の意見交換会・懇談会など、教育研究活動を活性化させる取組みが実施されている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な事務組織を整備し、教学、厚生補導に関する部署(教務部、学生部、キャリア支援部など)については、部長職に教学及び学生に関する情報量の多い教員があたる職員組織が組まれている。職員の採用、昇任の方針などは就業規則及び職員の任用・昇任規定で定められている。異動については、理事長決裁によりその都度

異動方針が定められているなど、全体として採用・昇任・異動の方針が示され、運営されている。

SD(Staff Development)については、学外研修会に職員を派遣するなどして専門性を高める努力をしている。また、「自己点検・大学評価委員会」の下にある「SD 小委員会」は、今後「自己点検・大学評価委員会」から独立させ組織的に職員の能力開発に取り組もうとしている。

教務部、学生部、キャリア支援部、図書館などによる学生への教育支援や「総合保育研究所」などによる教員に対する研究支援など、教育研究支援のための事務体制が概ね整備されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の管理運営体制として、「学校法人城南学園寄附行為」に基づき、理事会、評議員会及び監事が置かれている。理事、評議員及び監事は、それぞれ寄附行為に定める選任区分に基づき選任されている。理事会及び評議員会も、寄附行為の規定に基づき開催され、理事、評議員のそれぞれの会への出席状況、監事の列席状況も良好である。管理運営については、規定の整備など、より一層の充実が求められる点もあるが、概ね適切に運用されている。

管理部門と教学部門の連携については、経営部門の組織である理事会、評議員会、経営部門と教学部門の橋渡しをする「大学経営会議」、教学部門の組織である「大学院研究科教授会」「大学学部教授会」などが設置されている。また、理事長が学園長を兼務し学部教授会の構成員となること、併せて、大学学長が理事に選任されることで、双方の連携を強めている。また、理事長が、必要に応じ設置各校長と打合わせを行うなど、理事長及び学長を中心に経営部門と教学部門の連携を図っており、管理部門と教学部門の適切な連携がなされている。

自己点検・評価活動については、その結果の公表や教職員間で活動の意義などを十分に理解できるよう、大学全体としてより実質的な点検・評価体制の構築が求められる。一部に改善が必要な点はあるが、「自己点検・大学評価委員会」を中心に活動を行い、自己点検・評価活動の一環として、各種アンケート、教員の授業相互参観などを行い、これらの結果を授業改善などに役立てている。

【改善を要する点】

- ・学内規定については、規定された内容と現状にかい離が見受けられることや、法令上規定することが必要な内容が規定されていない点もあったので、法人・大学運営の充実に向け、学内諸規定の再点検を行った上で制定・改正を行うなど、規定の整備について改善を要する。

- ・自己点検・評価の一部内容につき、事実には齟齬をきたしている点が見受けられたので、点検・評価結果を学内で共有し、実質的に大学全体として自己点検・評価活動に取り組むための体制を構築することについて改善を要する。

【参考意見】

- ・直近の自己点検・評価報告書が、ホームページ上で公開されていないので、大学の公益性・公共性の観点から、より積極的な情報公開体制の構築が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 21(2009)年度には過去借入していた金額を完済し、貸借対照表関係比率及び消費収支計算書関係比率も良好であり、財務は健全である。過去 5 年間の消費支出比率及び消費収支比率からは、法人としての収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、今後大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、適切な会計処理がなされている。公認会計士により、定期的な監査を受けるとともに、監事においても公認会計士との連絡を取る機会を設け、適正な会計監査が行われている。

「財務書類閲覧規程」に基づき、法令に定められた財務関係資料などが法人本部事務局に備えられ利害関係者などに財務情報の公開を行っている。

寄附金、資産運用などの外部資金導入の努力を行っており、科学研究費補助金の申請件数を増やし採択へとつないでいくための一つの方策として、平成 23(2011)年度に「総合保育研究所」を設置し研究体制の整備を行っており、教育研究を充実させるために外部資金の導入に向けた努力がなされている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は、大阪市東住吉区にキャンパスを、河内長野市に体育施設としてのグラウンドなどを有し、大学設置基準に定める必要な校地・校舎面積を有している。校舎には、講義室、演習室、実験・実習室として「模擬保育室」「ピアノ練習室」などを整備している。各施設の管理・運営や設備の整備状況については、学生の学習支援の観点からの問題点についても認識があり、学生の要望などに応じて柔軟な対応を行っている。また、学生及びオープンキャンパスに訪れた高校生の要望などを念頭に、教育環境の更なる充実を行うとともに、大学新学舎の建築を計画し、より充実した学習環境整備に向けた取組みも予定されている。

施設設備の安全性の確保については、全ての校舎が耐震基準を満たしている。校舎入口及び各階の講義室などの入口は段差のない構造となっている。また、安全性の面での現在の校舎の課題についても認識があり、計画中の新学舎においては、それらの点にも配慮した計画が予定されている。総じて安全性及びバリアフリーなどに配慮した環境整備となっている。

大学の学舎が、市街地にあるため建物が分散していることなどの制約がある中、学舎周辺に芝生・低木などの植栽を行い、また、第二学舎屋上に屋上庭園を整備し、双方に丸テーブルと椅子のセットを設置することで、学生の憩いの場を整備している。また、大学が保育士など、子どもを対象とした職業人を養成することを主たる目的とすることを念頭に、敷地内を全面禁煙とするなど、自らの教育内容を踏まえ、学生がキャンパス内で快適に過ごせる環境整備を進めている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「子ども総合保育センター」を中心に、子育て支援に関する知見を広く社会に提供していること、学生が「子どもフェスティバル」を通じて地域の子どもたちに対し「遊びの場」を提供していること及びカフェテリアの市民への開放など、大学が保有する物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

「大学コンソーシアム大阪」に加盟し、高校生への模擬授業を提供している。大学において学会などを積極的に開催している。大学が高校の要請に応じ講師を派遣するなど高大連携も推進している。また、「総合保育研究所」を設置し、他大学の研究者にも客員研究員として参加を呼掛けている。このように教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されている。

インターンシップ実習の受け入れ先として、近隣の教育委員会や私立保育所・幼稚園と協定を締結するなど連携を図っている。また、実習へ行く学生の事前学習に保育・教育現場の教諭・保育士などを招いており、大学と地域社会と適切な協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・「子ども総合保育センター」の子育て支援活動の親子クラスと親子分離クラスの設置をはじめ、その他の一連の支援活動などにより地域社会に貢献していることは高く評価できる。
- ・インターンシップに関して、教育委員会や私立保育所・幼稚園と幅広く協定を締結するなど大学と地域社会との適切な協力関係を構築している点は高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

公共性・公益性を有する機関として必要な組織倫理の確立のために、「学校法人城南学園 公益通報等に関する規程」「個人情報保護規程」などの各種規定の整備を行っている。また、人権問題に対する研修会を教職員対象に行うなど、その啓発活動に努めている。大学が、高い公共性・公益性が求められる機関であるという観点からは、より充実した規定整備が期待される。

災害時などの危機管理に関しては、「大阪総合保育大学における危機管理に関する規則」「大阪総合保育大学危機管理対策検討委員会規則」などの規定を整備している。また、正面玄関及び通用口に防犯カメラを設置し、不審者対策を行うことや、AED（自動体外式除細動器）を正面玄関横に設置するなど安全管理に向けた設備の整備も行われている。平成 23(2011)年度末に予定されている避難訓練については、今後策定予定である「大地震対応マニュアル」を早急に整備した上で確実に履行することが望まれる。

大学の教育研究成果については、「大阪総合保育大学紀要」「入学案内」などの出版物、オープンキャンパスでの「ミニ模擬授業」、ホームページを活用した情報公開を行っている。大学における教育・研究情報の広報体制については、より公正かつ誠実な形での公開となるよう、学内体制の整備など一層の努力が期待される点もあるが、概ね適切な広報活動となっている。

【参考意見】

- ・セクシュアルハラスメントについては、相談方法などをまとめたマニュアルを学生便覧にその内容を記載するなど、広く周知徹底することなどによるその防止体制の整備が望まれる。
- ・平成 23(2011)年度末に予定されている避難訓練については、策定予定である「大地震対応マニュアル」を早急に整備した上で、これに基づき確実に履行することにより、学生及び教職員の安全確保への取組みが望まれる。

